

様式第1（第8条関係）
（表面）

該当しない方を二重線で消す

第一種フロン類充填回収業者 ~~登録~~ 申請書
登録の更新

- ・登録の更新申請の場合、登録番号及び年月日を記入
- ・新規登録の場合、空白

※登録番号	331*****
※登録年月日	平成30年10月30日

申請日を記入

令和5年10月10日

岡山県知事 伊原木 隆 太 殿

申請者の住所、氏名（法人は名称及び代表者の氏名）等を記入

（郵便番号） 700-8570
住 所 岡山市北区内山下〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

該当しない方を二重線で消す

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ~~第27条第2項~~
第30条第2項 の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の ~~登録~~ 登録の更新 を申請します。

第一種フロン類充填回収業を行う事業所の情報を記入

事業所の名称及び所在地				
名 称	〇〇〇〇株式会社 津山支店			
所在地	（郵便番号） 〇〇〇-〇〇〇〇 津山市 〇〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類				
回収の対象とする第一種特定製品の種類等		回収しようとするフロン類の種類		
		C F C	H C F C	H F C
(1) エアコンディショナー		〇	〇	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器		〇	〇	
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			〇	
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類				
充填の対象とする第一種特定製品の種類		充填しようとするフロン類の種類		
		C F C	H C F C	H F C
(1) エアコンディショナー		〇	〇	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器		〇	〇	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数				
設備の種類		能 力		
		200g/min未満	200g/min以上	
C F C用		3 台	台	
H C F C用		台	台	
H F C用		台	台	
C F C、H C F C兼用		3 台	2 台	
C F C、H F C兼用		台	台	
H C F C、H F C兼用		台	台	
C F C、H C F C、H F C兼用		台	台	

様式第 1
(裏面)

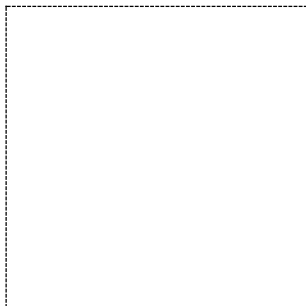
備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

- 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

- ・ フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又は
フロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名を記入
- ・ フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者又は
フロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の資格者証の写しを貼り付け

(添付資料として別途添付しても可)

納付済証貼付欄



（申請者が法第29条第1項各号に該当しないことを説明する書類の例）

誓 約 書

第一種フロン類充填回収業者の登録申請に当たり、申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第29条第1項各号の欠格要件のいずれにも該当していないことを誓約します。

なお、登録後において欠格要件に該当することとなったときは、当該登録を取り消されることに異義ありません。

令和5年10月10日

申請日を記入

岡山県知事 伊原木 隆 太 殿

申請者の住所、氏名（法人は名称及び代表者の氏名）を記入

住所

岡山市北区内山下〇〇〇〇〇

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

（参考）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項第1号から第6号まで

- (1) 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
※精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第2条第11項に規定する引取業者をいう。第71条第2項及び第87条第2号において同じ。））、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第2条第16項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第51条第2号ロ及び第64条第2号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (4) 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (5) 第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (6) 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの